

MUFGテラス・コース利用規定

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(規定の趣旨)

- 第1条** この規定は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）MUFGテラス・コースに口座を保有しているお客さまを対象とした情報提供、取引等サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取決め（以下「本規定」といいます。）です。
- 2 お客さまがご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、その他の約款および規定等の定めるところによります。また、オンライントレードおよびテレフォントレードに関する権利義務関係は、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。

(本サービスの内容)

- 第2条** お客さまが本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客さま毎に当社が定めるものとします。
- (1) 証券取引
(2) 出金手続き
(3) 投資情報の利用
(4) その他、当社が提供するサービス
- 2 オンライントレードをご利用のお客さまは、次の形態により本サービスをご利用いただけます。
- (1) インターネットに接続したパソコン、スマートフォン等を利用した有人オペレーターが対応する「チャットサービス」
(2) インターネットに接続したパソコン、スマートフォン等を利用した「メール問合せサービス」
- 3 本規定におけるチャットサービスおよびメール問合せサービスの利用に関する条項は、オンライントレードをご利用の個人のお客さまにのみ適用されるものとします。
- 4 チャットサービスのご利用に際しては、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」が準用されます。
- 5 本サービスのほか、当社が認めた場合、当社が定める方法によるサービスを受けることができる場合があります。この場合は、当該サービスに関連する約款が優先して適用されます。

(本サービスの利用の申込み)

- 第3条** お客さまは、当社が別途定める場合を除き、次の(1)から(3)のすべてを満たしている場合に、当社が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。
- (1) 日本国内に居住している個人のお客さま、または国内の法人のお客さまであること
(2) 連絡可能な電話番号または電子メールアドレスをお届けいただいていること
(3) 本サービスの内容を理解し、お客さまの責任において本サービスをご利用いただけること
- 2 当社は、お客さまが本サービスをご利用いただくことが不相当であると認めた場合には、本サービスのお申込みをお断りすることがあります。

(電子メール送信のご同意)

- 第4条** お客さまは、第3条第1項(2)でご登録いただいた電子メールアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）へ当社が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。
- (1) 保有資産に関するご連絡
(2) 事務手続きに関するご連絡
(3) その他（ご挨拶等）
(4) 本サービスを提供するにあたり必要な証券取引に関する情報およびその他本サービスに付随する情報等

(利用時間)

- 第5条** お客さまが本サービスをご利用いただける時間は、当社が定める時間と

します。

(取引の種類)

第6条 お客さまが、本サービスを利用して有価証券の売買注文（以下「売買注文」といいます。）、募集申込、新規公開株式を購入することができる権利のお申込、既公開株式等の購入希望のお申出、および出金の申込等（以下、総称して「注文等」といいます。）を行うことができる商品および取引の種類は、当社が別途定めるものとします。

(取扱銘柄)

第7条 お客さまが本サービスを利用して注文等を行うことができる銘柄は、当社が定める銘柄とします。

(注文等の受付)

第8条 オンライントレードをご利用のお客さまは、第2条第2項第1号に定めるチャットサービスを利用して注文等を行うことができます。

- 2 お客さまがチャットサービスを利用して行う注文等は、当社が注文等の内容を所定の書式でお客さまに送信し、お客さまがその内容の確認入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点をもって受付けたものとしします。
- 3 当社は、お客さまの注文等が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合は、受付を行わない場合があります。
 - （1）法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当社が認めた場合
 - （2）第6条または第7条に定める事項のいずれかに反している場合
 - （3）当社が定める内部者によるお取引に該当する売買注文の場合
 - （4）金融商品取引所が有価証券の売買取引の停止を行った場合に効力を失うことを条件とする売買注文の場合
 - （5）空売り注文である場合
 - （6）当社が交付すべき書類を交付していない場合、あるいは、徴求すべき書類を徴求していない場合
 - （7）当社が定める商品毎の取扱時間外の注文の場合

(注文等の有効期限)

第9条 お客さまがチャットサービスを利用して行う注文等の有効期限は、当社が商品毎、銘柄毎に定める期限の範囲内とします。

(注文等の取消・変更)

第10条 チャットサービスを利用した注文等の取消もしくは変更（以下「取消注文等」といいます。）は、当社が定める時間内にお客さまが当社の定める方法により行うことができます。ただし、売買注文については約定していない場合に限りです。

- 2 取消注文等の受付時点は、第8条第2項の規定を準用するものとします。

(執行等)

第11条 お客さまがチャットサービスを利用して行った注文等および取消注文等は、第8条第2項または第10条第2項に定める受付を完了した時以降で、売買注文の場合は当該商品の取引が通常行われる金融商品取引所で最初に取引が可能となる時に執行、また募集申込の場合は当社の定める時間に速やかに処理します。

- 2 当社は、お客さまがチャットサービスを利用して行った注文等および取消注文等が次のいずれかに該当する場合は、お客さまに通知することなくその執行または処理（以下「執行等」といいます。）を行わない場合があります。
 - （1）当社が注文等の受付を完了した後、売買注文の場合は執行するまで、募集申込の場合は処理するまでに当該注文等が法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当社が認める場合
 - （2）売買注文の注文値段が金融商品取引所で定める制限値幅を超過した場合
 - （3）売買注文の注文値段が金融商品取引所で定める呼び値の単位に合致しない場合
 - （4）お客さまの取引状況が差金決済取引となる場合
 - （5）お客さまの口座に立替金その他の不足金がある場合
 - （6）お客さまの売買注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらす

ものであると当社が認める場合

(7) その他、当社が取引の健全性等に照らし、不適当と認める場合

(注文等の照会)

第12条 チャットサービスを利用した注文等ならびに取消注文等の内容およびその執行等の結果について、お客さまはオンライントレード・テレフォントレードの照会機能の利用または本サービスの照会機能の利用でご照会いただくものとし、当社MUF Gテラスからの電話等による連絡は行わないものとしします。

(繰越注文の取扱い)

第13条 売買注文の有効期限を2営業日以上とする注文について、第8条、第10条、第11条の取扱いは別途定めるものとしします。

(取引内容の確認)

第14条 チャットサービスのご利用による注文等の内容について、当社とお客さまの間で認識の不一致もしくは疑義が生じた場合は、お客さまがチャットサービスをご利用された時の当社の記録内容をもって処理するものとしします。

(サービスの中断)

第15条 本サービスを利用中に以下に該当する内容が当社に送信された場合、当社の判断で本サービスを中断し、執行等その他本規定上の義務の履行を拒むことができるものとしします。

- (1) 文字化け等により入力内容が判読できない場合
- (2) 当社からの回答後、当社所定の時間を経過してもお客さまからの返答がない場合
- (3) 1回のお問合わせに対する対応時間が当社所定の時間を超過した場合
- (4) 当社または当社従業員等に対する誹謗中傷、嫌がらせ等、本サービスの利用目的に合致しないと当社が判断した場合
- (5) お問合わせに対する通常必要とされる回答を行ったと当社が判断した場合
- (6) 同一のお客さまから、同一内容のお問合わせが重複して到達した場合
- (7) 電話その他の方法により対応することが適切であると当社が判断した場合
- (8) 当社のサービスまたは商品と関係のないお問合わせ等、本サービスと関係のないお問合わせ
- (9) 本サービスによる対応を継続することがふさわしくないと当社が判断した場合

(登録内容の変更の届出)

第16条 お客さまは、当社に届出ている次のいずれかに変更があった場合は、当社が定める方法により、遅滞なく変更内容を当社にお届出いただくものとしします。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 勤務先および役職
- (5) メールアドレス
- (6) その他、当社にお届出いただいている事項

(本サービスの停止)

第17条 当社は、次のいずれかの事由によりお客さまにあらかじめ通知することなく本サービスの一部または全部を停止することがあります。

- (1) 機器の保守・点検
- (2) お客さまの登録内容または取引内容が証券取引約款（個人のお客さま用）第7条または証券取引約款（法人のお客さま用）第11条に定める法令諸規則の遵守義務に反するおそれがあると当社が認めた場合
- (3) お客さまにお届出いただいた住所、またはメールアドレスに、当社より送付した郵便物または電子メールが不着となった場合
- (4) 他の口座で既に利用されているメールアドレスまたはパスワードをお客さまがお届けいただいた場合であって、当社が必要である

と認めた場合

- (5) 当社が定める一定の期間において、当社が定めるサービスをご利用いただけなかった場合
- (6) その他、当社が必要であると認めた場合

(サービス内容の変更等)

第18条 当社は、あらかじめお客さまに通知することなく、本サービスにおけるサービスの内容または本サービス利用時に必要となる通信形態、通信機器に関する定めを変更することがあります。

- 2 当社の判断により、すべてのお客さまに対して、本サービスの一部または全部を停止もしくは終了することがあります。

(本サービスの解約)

第19条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。

- (1) お客さまが、当社が定める方法により本サービスの解約を申し出られた場合
- (2) 第3条第1項(1)から(3)のいずれかまたは当社の別途定める要件を満たさなくなった場合
- (3) お預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過した場合
- (4) 第17条(2)および(4)から(6)のいずれかに定める本サービスの提供の全部停止の要因が生じた場合において、当社が定める一定期間お取引がない場合
- (5) 当社が本サービスをご利用いただくことを不相当であると認めた場合

(免責事項)

第20条 当社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。

- (1) 本サービスを第三者に不正に利用されたことにより生じた損害等
 - (2) お客さまが、第3条第1項(1)から(3)のいずれかまたは当社の別途定める要件を満たさなくなったことにより生じた損害等
 - (3) 本サービスのご利用に際し、当社所定の方法によりご本人であることの確認ができた取引により生じた損害等
 - (4) 当社が定める以外の機器もしくは回線等を使用し、お客さまが本サービスをご利用された場合、そのために生じた損害等
 - (5) 第17条、第18条ならびに第19条の規定により生じた損害等
 - (6) 第16条に定める変更の届出を行う前に生じた損害等
 - (7) 本サービスによる売買注文および取消注文等を受付後、その内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により生じた損害等
 - (8) 第8条第3項(1)から(7)のいずれかまたは第15条に基づき注文等の受付を行わなかったことにより生じた損害等
 - (9) 第11条第2項(1)から(7)のいずれかまたは第15条に基づき注文等および取消注文等の執行等を行わなかったことにより生じた損害等
 - (10) やむを得ない事由による本サービスの提供の中止または中断、もしくは内容等の変更により生じた損害等
 - (11) その他お客さまの過失により生じた損害等
- 2 当社および情報提供会社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。
 - (1) 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム障害によって生じた損害等
 - (2) 電話回線、専用回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより生じた損害等
 - (3) 本サービスにより提供する投資情報の内容に基づき投資された場合に生じた損害等
 - (4) 本サービスにより提供する内容につき、その誤謬、欠陥、省略、停滞、中断等のために生じた損害等
 - (5) 本サービスにより提供する投資情報の内容について、公正な価格形成または円滑な流通を阻害している、もしくは阻害するおそれ

がある等と当社または金融商品取引所が判断し、提供する情報内容の全部もしくは一部の変更または提供の中止を行った場合、そのために生じた損害等

- 3 前各項に定めるほか、オンライントレードおよびテレフォントレードに関しては、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」の免責規定に、新規公開株式を購入することができる権利の抽選参加のお申込、既公開株式等の購入希望のお申出、購入申込に関しては「オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定」の免責規定に従った取扱いとなります。

(規定の変更)

第21条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットその他相当の方法により周知します。

以上

2024年9月

